

第5項 良好な地域環境をつくる

環境問題は、経済の高度成長期には「公害の克服」が中心課題でした。当時は、ばい煙や自動車による大気汚染、工場や家庭からの排水による河川の汚濁、建設工事や事業所からの騒音・振動などが問題となっていました。その後、大気汚染の改善や、下水道の普及が進み、工事方法の改良などの結果、従来からの公害は、大きく改善されました。1990年代以降は、焼却時に発生するダイオキシン類や土壌汚染が問題になりましたが、現在では改善が進んでいます。

平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、区では平成23年6月から、区内を1.5km半径の円で12地区に区分し、それぞれの円内の区立施設12か所の空間放射線量を定期的に測定し、結果を公表しています。

また、従来より力を入れてきた大気汚染についても、常時監視体制を維持していくとともに、住民団体が独自に取り組んでいる環境調査活動への支援を行い、より良好で快適な環境のまちづくりを目指しています。

1 大気汚染

(1) 大気汚染の状況

大気汚染とは、人の生活や事業活動などによって排出されるさまざまな物質が、大気中で化学変化を伴いながら、人体に有害な物質となって、大気が汚染されることをいいます。

大気汚染の発生源には、工場・事業場等の固定発生源と、自動車等の移動発生源があります。大気汚染の原因となる主な物質には、窒素酸化物、いおう酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、および光化学オキシダント等があります。

また、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素による地球温暖化、窒素酸化物やいおう酸化物が空気中の水蒸気に溶けて被害を及ぼす酸性雨や、プラスチックの燃焼などで発生するダイオキシン類による汚染が大気汚染問題となり、地球的規模で取組の強化が図られています。

環境基準

環境基準とは、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準として環境基本法に定められています。昭和48年5月に二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、昭和53年7月に二酸化窒素、平成21年9月にPM2.5について環境基準(表1-1)が定められています。また、有害大気汚染物質に係る環境基準として、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、平成11年12月にダイオキシン類、平成13年4月にジクロロメタンについての環境基準(表1-2)が定められています。

表1-1 環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法	発生原因	健康への影響	汚染防止対策
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1時間値の1日平均値のうち、低い方から 98%に相当する日の値(98%値)が0.06ppm 以下であれば「達成」とする。※1	工場事業場及び自動車などの燃焼に伴い発生。	喉や肺を刺激し気管支炎や上気道炎などを起こす。	低 NOx 燃焼、排煙脱硫、自動車排ガス低減
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ1時間値が 0.1ppm 以下であること。	年間の1時間値の1日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した日の値(2%除外値)が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。	石油、石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生。	喉や肺を刺激し気管支炎や上気道炎などを起こす。	重油の脱硫による低いおう化、排煙脱硫
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。※1	工場などからのばいじんと粉塵、ディーゼル黒煙による。	肺胞に沈着し気管支炎や上気道炎などを起こす。	電気集塵機(ばいじん)、防じんカバーの設置(粉塵)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること。		不完全燃焼に伴い発生。主に自動車排出ガスによる。	血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素欠乏をおこす。	自動車排ガスの低減
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年間の平均値を環境基準(15μg/m ³)と比べて評価する。※2	工場などからのばいじんと粉塵、ディーゼル黒煙による。	肺胞に沈着し気管支炎や上気道炎などを起こす。	電気集塵機(ばいじん)、防じんカバーの設置(粉塵)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること。		窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応により二次的に発生。	目、のどなどを強く刺激。	施設構造の改良、処理装置設置など自動車排出ガス低減

※1 1年間に 6,000 時間以上測定した測定室を評価の対象とする。

※2 1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定室については評価の対象としない。

表1-2 環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。		

大気汚染常時測定の体制

区内の大気汚染の現状を把握するため、昭和 47 年から測定を開始し、昭和 60 年度以降は 10 か所に測定室を設け測定してきました。その後、平成 6 年 3 月に東京外郭環状道路の開通に伴い 2 か所、平成 19 年 8 月に環状 8 号線の開通に伴い高松一丁目が加わり 13 か所(一般環境 3 か所、沿道 10 か所: 図 1)で測定しています。また、東京都環境局においても、3 か所で一般環境の常時測定を行っています。

大気汚染測定室別測定項目

測定室	分類	測定項目	測定開始年月	
区 測 定 室	豊玉北	一般	O _x ,NO _x ,WM4,SPM	昭和 47 年8月
	石神井南中学校	一般	O _x ,NO _x ,WM2	昭和 47 年8月
	大泉中学校	一般	O _x ,NO _x	昭和 48 年6月
	北町小学校	沿道	NO _x	昭和 58 年8月
	くすのき緑地	沿道	NO _x	平成 20 年 10 月(移設)
	石神井西小学校	沿道	NO _x	昭和 58 年8月
	長光寺橋公園	沿道	NO _x ,SPM	昭和 59 年7月
	谷原交差点	沿道	NO _x ,SPM	昭和 59 年7月
	大泉北小学校	沿道	NO _x	昭和 59 年7月
	小竹	沿道	NO _x ,SPM,騒音	昭和 60 年5月
	大泉町三丁目	沿道	NO _x ,WM2,騒音	平成6年4月
	大泉町四丁目	沿道	NO _x ,WM2,騒音	平成6年4月
	高松一丁目	沿道	NO _x ,SPM	平成 19 年 8 月
	都 測 定 局	都立石神井公園 (練馬 1)	一般	O _x ,NO _x ,WM4 CO,SPM,NMHC,PM2.5
北町小学校 (練馬 2)		一般	O _x ,NO _x ,WM4 SPM,PM2.5	昭和 47 年
開進第二中学校 (練馬 3)		一般	NO _x ,SPM,WM4,PM2.5	平成元年
測定方法	O _x :光化学オキシダント計 NO _x :窒素酸化物計 WM4:気象計(風向・風速・温度・湿度) WM2:気象計(風向・風速) SPM:浮遊粒子状物質計 PM2.5:微小粒子状物質計 NMHC:非メタン炭化水素計		※「一般」とは 大気汚染一般 環境測定室 ※「沿道」とは大気汚染 沿道環境測定室	

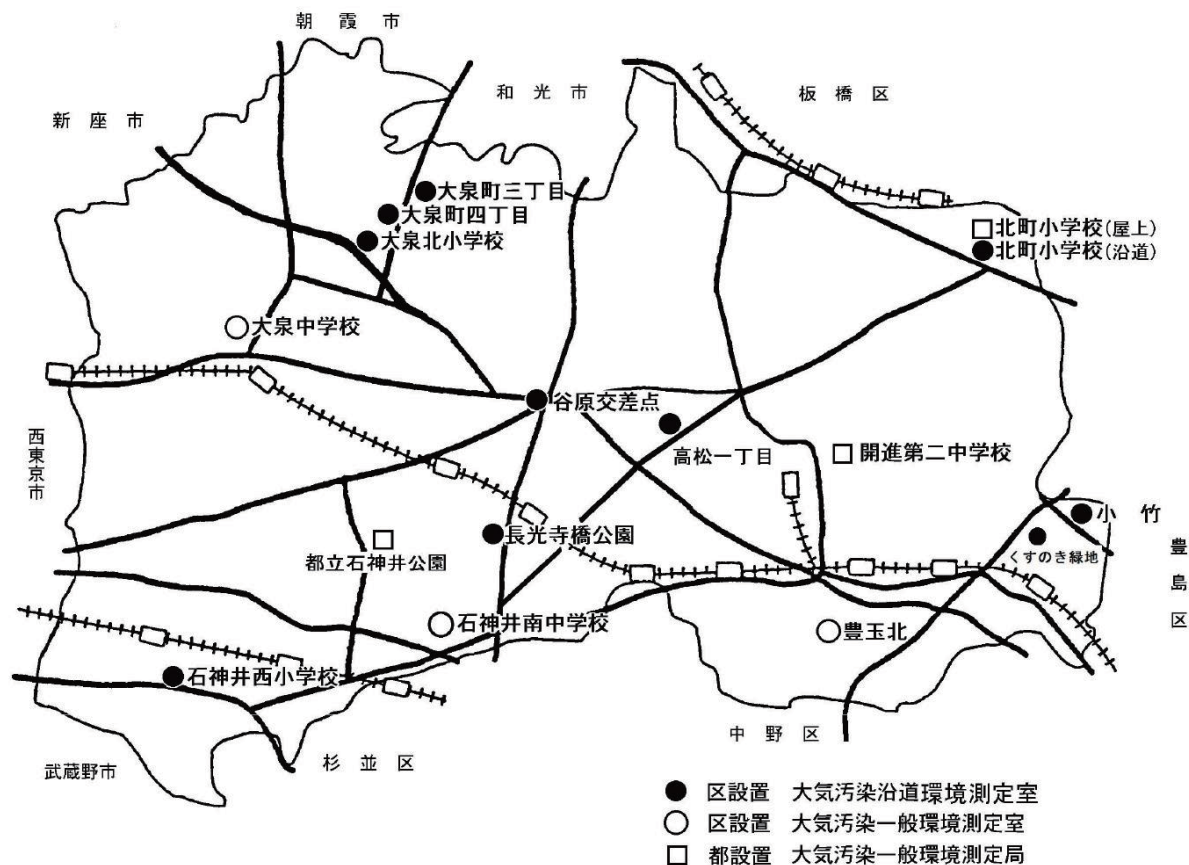


図1 大気汚染測定室分布図

大気汚染常時測定の結果

区内の大気汚染物質ごとの状況は、つぎのとおりです。

平成 25 年度 光化学オキシダント (Ox) 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

項目 測定室	光化学 オキシダント (Ox)			浮遊粒子状 物質 (SPM)		
	平 昼 均 間 値 の 一 時 間 値 の	最 昼 高 間 値 の 一 時 間 値 の	環 境 基 準 達 成 状 況	年 度 平 均 値	2 日 % 平 除 均 外 値 の 値 の	環 境 基 準 達 成 状 況
	p p m					
豊玉北	0.034	0.177	×	0.021	0.057	○
石神井南中学校	0.028	0.147	×	-	-	-
大泉中学校	0.029	0.147	×	-	-	-
長光寺橋公園	-	-	-	0.024	0.059	○
谷原交差点	-	-	-	0.026	0.069	×
小 竹	-	-	-	0.020	0.053	○
高松一丁目	-	-	-	0.023	0.059	○

- ※ 1 光化学オキシダントの環境基準は1時間値が0.06ppm以下であること。
昼間とは5:00~20:00
- ※ 2 浮遊粒子状物質の「日平均値の2%除外値」については、表1-1環境基準の「長期的評価の方法」を参照のこと。
- ※ 3 谷原交差点測定室の浮遊粒子状物質 (SPM) については、8月に連続2日間環境基準を超えていたため非達成となった。

窒素酸化物 (NOx) の5年間の大気汚染状況

測定項目		二酸化窒素 (NO ₂)					一酸化窒素 (NO)		
年 度	項目 測定室名	1時間値		1日平均値			1時間値		1日平均値
		年 度	年 度	日 平 均	年 度	環 境 基 準	年 度	年 度	年 度
		平均 値	最 高 値	の 98 % 値	最 高 値	達 成 状 況	平均 値	最 高 値	最 高 値
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)		(ppm)	(ppm)	(ppm)
21	豊 玉 北	0.021	0.080	0.042	0.051	○	0.007	0.166	0.058
	石神井南中学校	0.020	0.083	0.042	0.048	○	0.008	0.182	0.064
	大 泉 中 学 校	0.019	0.081	0.041	0.051	○	0.008	0.173	0.065
	北 町 小 学 校	0.035	0.096	0.055	0.063	○	0.046	0.393	0.163
	くすのき緑地	0.034	0.106	0.055	0.063	○	0.064	0.598	0.221
	石神井西小学校	0.026	0.093	0.045	0.055	○	0.027	0.229	0.092
	長光寺橋公園	0.031	0.109	0.048	0.058	○	0.035	0.247	0.103
	谷 原 交 差 点	0.031	0.112	0.051	0.059	○	0.027	0.270	0.120
	大泉北小学校	0.022	0.096	0.041	0.048	○	0.012	0.220	0.084
	小 竹	0.024	0.090	0.050	0.058	○	0.019	0.265	0.120
22	高 松 一 丁 目	0.023	0.086	0.044	0.051	○	0.019	0.332	0.097
	大泉町三丁目	0.027	0.092	0.047	0.056	○	0.019	0.258	0.100
	大泉町四丁目	0.026	0.108	0.047	0.054	○	0.013	0.246	0.087
	豊 玉 北	0.018	0.071	0.035	0.039	○	0.006	0.162	0.043
	石神井南中学校	0.019	0.079	0.038	0.045	○	0.006	0.139	0.056
	大 泉 中 学 校	0.020	0.078	0.039	0.046	○	0.008	0.178	0.066
	北 町 小 学 校	0.036	0.090	0.054	0.059	○	0.047	0.391	0.142
	くすのき緑地	0.032	0.090	0.053	0.060	○	0.050	0.457	0.155
	石神井西小学校	0.028	0.088	0.046	0.056	○	0.023	0.245	0.097
	長光寺橋公園	0.030	0.092	0.048	0.056	○	0.032	0.256	0.097
23	谷 原 交 差 点	0.029	0.106	0.047	0.053	○	0.026	0.318	0.094
	大泉北小学校	0.021	0.077	0.040	0.047	○	0.011	0.219	0.074
	小 竹	0.026	0.113	0.046	0.057	○	0.016	0.318	0.097
	高 松 一 丁 目	0.023	0.084	0.043	0.049	○	0.015	0.287	0.079
	大泉町三丁目	0.025	0.094	0.044	0.051	○	0.017	0.247	0.103
	大泉町四丁目	0.026	0.101	0.045	0.050	○	0.014	0.234	0.090
	豊 玉 北	0.020	0.084	0.040	0.046	○	0.006	0.210	0.086
	石神井南中学校	0.019	0.078	0.039	0.045	○	0.007	0.195	0.082
	大 泉 中 学 校	0.019	0.074	0.038	0.045	○	0.008	0.246	0.063
	北 町 小 学 校	0.033	0.093	0.051	0.060	○	0.043	0.320	0.166
24	くすのき緑地	0.030	0.095	0.050	0.059	○	0.047	0.405	0.193
	石神井西小学校	0.026	0.084	0.041	0.045	○	0.022	0.219	0.094
	長光寺橋公園	0.028	0.087	0.047	0.052	○	0.031	0.317	0.116
	谷 原 交 差 点	0.028	0.094	0.046	0.050	○	0.023	0.247	0.097
	大泉北小学校	0.020	0.082	0.038	0.043	○	0.010	0.230	0.091
	小 竹	0.023	0.083	0.042	0.050	○	0.014	0.321	0.095
	高 松 一 丁 目	0.022	0.080	0.039	0.047	○	0.014	0.240	0.095
	大泉町三丁目	0.023	0.077	0.039	0.045	○	0.017	0.270	0.116
	大泉町四丁目	0.024	0.090	0.041	0.045	○	0.014	0.248	0.100
	豊 玉 北	0.018	0.082	0.039	0.052	○	0.005	0.184	0.060
25	石神井南中学校	0.017	0.072	0.037	0.049	○	0.005	0.180	0.056
	大 泉 中 学 校	0.018	0.068	0.038	0.047	○	0.007	0.204	0.059
	北 町 小 学 校	0.031	0.095	0.050	0.054	○	0.033	0.423	0.128
	くすのき緑地	0.028	0.092	0.048	0.054	○	0.042	0.403	0.155
	石神井西小学校	0.025	0.083	0.040	0.048	○	0.020	0.245	0.072
	長光寺橋公園	0.026	0.079	0.043	0.051	○	0.030	0.250	0.096
	谷 原 交 差 点	0.026	0.088	0.045	0.050	○	0.020	0.300	0.086
	大泉北小学校	0.017	0.067	0.034	0.042	○	0.009	0.234	0.076
	小 竹	0.022	0.075	0.043	0.049	○	0.012	0.276	0.086
	高 松 一 丁 目	0.020	0.074	0.040	0.050	○	0.012	0.258	0.075
25	大泉町三丁目	0.022	0.075	0.041	0.050	○	0.014	0.278	0.087
	大泉町四丁目	0.023	0.083	0.042	0.050	○	0.012	0.284	0.083
	豊 玉 北	0.018	0.106	0.040	0.058	○	0.005	0.156	0.079
	石神井南中学校	0.017	0.092	0.038	0.052	○	0.005	0.138	0.077
	大 泉 中 学 校	0.018	0.107	0.040	0.054	○	0.007	0.204	0.082
	北 町 小 学 校	0.025	0.079	0.044	0.053	○	0.027	0.359	0.140
25	くすのき緑地	0.028	0.105	0.049	0.064	○	0.041	0.374	0.171
	石神井西小学校	0.024	0.078	0.042	0.051	○	0.019	0.245	0.094
	長光寺橋公園	0.027	0.094	0.045	0.055	○	0.031	0.258	0.144
	谷 原 交 差 点	0.026	0.084	0.047	0.056	○	0.019	0.294	0.105
	大泉北小学校	0.018	0.073	0.040	0.053	○	0.008	0.190	0.091
	小 竹	0.022	0.101	0.043	0.060	○	0.011	0.271	0.114
	高 松 一 丁 目	0.020	0.101	0.041	0.056	○	0.011	0.276	0.106
	大泉町三丁目	0.021	0.074	0.040	0.053	○	0.014	0.215	0.118
大泉町四丁目	0.022	0.078	0.043	0.053	○	0.012	0.208	0.109	

(2) 光化学スモッグの現況と対応

光化学スモッグとは、自動車や工場から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けて化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。気象条件によっては、光化学オキシダントが高濃度になり、白くモヤがかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。昭和45年に杉並区の高等学校で発生した事例が日本で最初の光化学スモッグ被害です。被害の2例目として昭和46年に大泉中学校、3例目に石神井南中学校（昭和47年）と練馬区での被害例が続きました。

光化学スモッグの被害では、目や喉の粘膜が刺激され、その結果、目がチカチカする、喉が痛む、頭痛、息苦しさなどの症状が出る場合があります。

光化学スモッグは毎年発生しており、平成25年度は東京都内として3年ぶりに杉並区で光化学スモッグによる被害の届出がありました。練馬区では被害の届け出は確認されていません。（表1）

また、光化学スモッグ注意報の発令状況は前年を上回り8回でした。学校情報は16回提供されました。光化学スモッグ警報、重大緊急報の発令はありませんでした。

光化学スモッグ情報は、「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）」に基づいて発令され（発令基準は表2）、東京都から各区市町村に提供されます。光化学スモッグ注意報、警報、重大緊急報の提供があった場合は「練馬区光化学スモッグ緊急対策実施要綱」に基づき、防災無線放送塔を通じて区民に情報提供して注意を喚起しています。学校情報が提供された場合は、防災ラジオにより学校等の施設に情報提供を行っています。

表1 光化学スモッグ注意報等の発令回数と被害者数

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
区内学校情報 ^{※1}	22	25	22	22	16	10	22	13	9	16
区内注意報 ^{※1}	14	16	12	11	6	4	11	5	3	8
区内被害者数	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0
都内学校情報 ^{※2}	33	40	30	30	34	20	38	19	16	28
都内注意報 ^{※2}	18	22	17	17	19	7	20	9	4	17
都内被害者数	159	247	2	0	94	0	18	0	0	2

※1 区内学校情報・注意報は、区西部地域（新宿区、文京区、豊島区、中野区、杉並区、板橋区、北区、練馬区）で発令された日数

※2 都内学校情報・注意報は、東京都内いずれかで発令された日数

表2 発令基準

段 階	発 令 の 基 準	対 応
学校情報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上 で継続するとき	区立施設等に対して防災ラジオ により情報を提供する。 防災ラジオに加え、防災無線放送塔 から区内全域に音声でお知らせす る。
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上 で継続するとき	
警報 ^{※1}	オキシダント濃度 0.24ppm 以上 で継続するとき	
重大緊急報 ^{※2}	オキシダント濃度 0.40ppm 以上 で継続するとき	

※1 光化学スモッグ警報は、昭和50年の発令が最後で、以後発令されていない。

※2 光化学スモッグ重大緊急報は、発令されたことはない。

(3) 悪臭

平成25年度の悪臭に関する苦情受付件数は23件で、苦情全体の約9.6%です。内訳としては、工場からの悪臭はわずかで、最多事案が建設作業からの悪臭です。

悪臭防止法は事業活動に伴い発生する悪臭を規制する法律です。

悪臭防止法は平成13年度まで特定悪臭物質の排出濃度による規制手法をとっていましたが、精密分析機器を必要とすること、複合臭に対しての規制が十分ではない等の問題がありました。そのため、平成14年7月1日から、嗅覚測定法（悪臭を全体として感覚でとらえて臭気濃度を測定する方法）を用いた「臭気指数規制」に変更されました。

この他に、嗅覚測定法を用いた環境確保条例による悪臭規制がありますが、悪臭防止法の改正にあわせて平成14年7月1日から、「臭気濃度」が「臭気指数」に変更され、工場・指定作業場の設置・変更時のみ適用されるようになりました。

悪臭苦情受付件数の推移

年 度	21	22	23	24	25
悪 臭 苦 情 数	48	15	27	15	23
現象別苦情総数	247	168	243	209	239
割 合(%)	19.4	8.9	11.1	7.2	9.6

(4) アスベスト

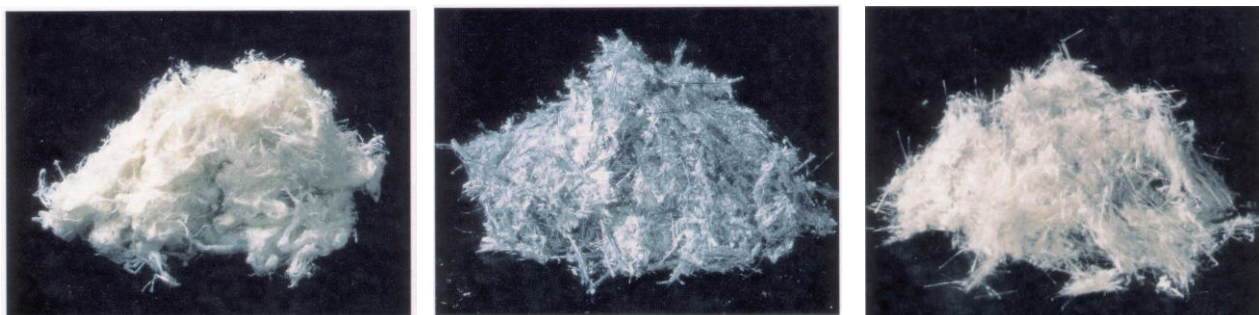
アスベスト飛散防止

① アスベストとは

アスベストは石綿（いしわた）とも呼ばれ、天然に産出する鉱物繊維で、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト（直閃石）、トレモライト（透角閃石）、アクチノライト（緑閃石・陽起石）の6種類があります。

アスベストは、織物として織ることができ（紡織性）、不燃・耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、絶縁性などの優れた性質を有しています。安価なため、昭和45年頃から平成2年頃にかけて大量に輸入され、幅広い分野で使用されてきました。多くは建材として建築物に使用され、今後、これらの建築物の老朽化に伴い、改修・建替工事が増加すると予想されています。

自然界ではほとんど分解・変質しないため（耐久性、耐腐食性）、一度大気中に飛散すると環境中に蓄積されることになります。



クリソタイル（白石綿）

クロシドライト（青石綿）

アモサイト（茶石綿）

写真：(社)日本石綿協会（現(一社)JATI協会）

② 健康への影響

アスベスト繊維は目に見えないくらい微細で軽いため飛散しやすく、吸入するとアスベスト肺、肺がん、中皮腫などの原因になることが知られています。

③ 区立施設および民間施設における対策

<「アスベスト含有材の除去方針」「アスベスト対策大綱」>

昭和61年に吹付けアスベストが社会問題化して以来、区では、区立施設において吹付けアスベストを除去するなどの対応を行ってきましたが、平成14年度に一部施設で除去漏れが判明したことから、平成15年度に区立施設における吹付けアスベストの調査を行い、平成17年度までに除去工事（囲い込み、封じ込めを含む）を完了しました。

この間、区では、平成15年10月に「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」を、平成16年5月に「練馬区アスベスト対策大綱」を策定し、区立施設に

における総合的なアスベスト飛散防止対策を定め、吹付けアスベストの使用が判明した小中学校・区民施設において、計画的に対策を行いました。本大綱には、区立施設の新築・改修時におけるアスベスト含有建材の使用抑制や吹付けアスベストの使用が判明したときの対処方法、区民、事業者に対してのリスクコミュニケーションのあり方等をまとめています。

その後、平成 17 年の尼崎市におけるアスベストの健康被害報道を発端として、本区のアスベスト対策を見直し、民間施設での対策を包括するものへと大きく変更しました。平成 20 年 6 月には大綱を全面改訂して、新たに民間建築物対策を追加し、アスベスト除去工事等に係る法令手続の流れを分かり易く提示するとともに、アスベストが含有されていた場合のリスクマネジメントの手順を明確化するなど内容を充実させました。

<新 3 種アスベストを含めたアスベスト対策>

平成 20 年 1 月に、それまで国内で使用されていないとされていたアンソフィライト、トレモライト、アクチノライト（新 3 種アスベスト）の国内での使用事例が確認されたことから、区では、同年 2 月から新 3 種アスベストを含めた吹付けアスベストの使用実態を再調査し、対策を行いました。

また、同年 3 月に区では、国に対してアスベスト対策の抜本的な強化を図るよう緊急要望を行いました。

<練馬区アスベスト飛散防止条例の制定>

アスベストの健康被害が報道された平成 17 年当時、吹付けアスベスト等の飛散性アスベスト[※]の除去等の工事について、国や東京都による規制が行われていました。しかし、対象施設や面積要件等が設けられていた他、非飛散性のアスベスト[※]については対象ではなく、また、使用中の建築物に対する規制もなかったことから、アスベストの飛散防止対策として必ずしも十分とはいえませんでした。

そこで、区は、国の規制強化に先駆けて、民間施設に対するアスベスト飛散防止対策の条例化に踏み切ることとし、平成 17 年 12 月に条例を制定しました。

※ 飛散性アスベストと非飛散性アスベスト

アスベスト含有建材は、劣化や損傷によりアスベスト繊維が飛散しやすくなる「飛散性アスベスト」（アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材など。「吹付けアスベスト等」という。）と、日常的には飛散の危険性が少ない「非飛散性アスベスト」（アスベスト含有成形板）に分類される。

練馬区アスベスト飛散防止条例

建築物等の解体・改修等工事の発注者責任の明確化等を目的とする大気汚染防止法の改正に合わせ、本条例を改正しました。平成 26 年 6 月から適用される改正後の条例の概要は、つぎのとおりです。

<使用中の建築物における対策>

特定建築物（延べ床面積 500 ㎡以上の百貨店や事務所等の規則で定める建築物）に露出した吹付け材が使用されている場合は、建築物の所有者等に対し、吹付け材にアスベストが含有されていないかどうか調査することを義務付けています。また、アスベストが含有されている場合には、吹付け材の除去、封じ込めまたは囲い込みの措置を行うことも規定しています。

<建築物等の解体等工事における対策>

建築物等の解体・改修等の工事の発注者、受注者または施工者それぞれの立場に応じた義務を課しています。

工事の受注者は、アスベスト含有建材の使用状況に関する事前調査の実施、発注者への結果説明および工事現場での結果の掲示が求められます。

工事の発注者は、受注者が行う事前調査へ協力しなければなりません。また、アスベスト含有建材の除去等を伴う解体・改修工事の場合は、事前に区へ届け出ることも必要となります。

アスベスト含有建材の除去等を伴う解体・改修工事の施工者は、作業基準の順守、工事現場での工事標識の設置、住民説明会の開催（工事対象面積 500 ㎡以上の場合で、吹付けアスベスト等に係る工事に限る）、環境測定（アスベストの飛散の恐れがあると区が判断した場合）が求められます。

<勧告および氏名の公表>

特定建築物の所有者等、工事の発注者、受注者あるいは施工者が、条例で規定する手続や作業基準に違反し、区の改善勧告に従わないとき、または立入検査を拒む等の行為に及ぶときは、氏名を公表します。

国、都の法令による規制

① 国の規制

- ・労働安全衛生法・労働安全衛生規則・石綿障害予防規則

労働者の安全衛生上の観点から、アスベスト含有製品について段階的に規制が強化され、平成 24 年 3 月をもって、含有率 0.1%を超えるすべてのアスベスト含有製品の製造・使用等が禁止されています。

また、アスベスト含有建材の除去等を伴う建築物等の解体等工事についても規制しています。

- ・大気汚染防止法

環境中へのアスベストの飛散防止の観点から、アスベスト製品製造工場に対する規制および吹付けアスベスト等の除去等を伴う建築物等の解体等工事に関する規制を定めています。

- ・ 建築基準法

建築物利用者の健康被害防止の観点から、建築物の増改築時および大規模な修繕または模様替え時において、吹付けアスベストおよびアスベスト含有吹付けロックウールの除去等を義務付けています。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

環境中へのアスベストの飛散防止の観点から、含有率 0.1%を超えるアスベスト含有廃棄物について、適正な処理を義務付けています。

- ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律

アスベストによる健康被害を受けた方およびその遺族に対し、医療費等を支給するための措置が平成 18 月 3 月から行われています。

② 都の規制

東京都環境確保条例により、吹付けアスベスト等の除去等を伴う一定規模以上の工事について、事前の届出およびアスベストの飛散防止対策を義務付けています。

民間住宅や事業所のアスベスト対策への支援

① アスベスト調査費の助成

平成 17 年 10 月から、区内の民間建築物に使用されている吹付け材について、アスベストの含有の有無等を確認するための調査費用を助成しています。

② 吹付けアスベスト除去工事費の助成

平成 19 年 4 月から、区内の民間建築物における吹付けアスベストおよびアスベスト含有吹付け材の除去工事費を助成しています。

建築物の所有者等の負担軽減を図るとともに、吹付けアスベスト等の一掃により、建築物等の安全性の向上、安全で安心なまちづくりに寄与することを目指しています。

(平成26年3月末現在)

建築物等の用途	調査費用の助成		工事費用の助成	
	助成率	限度額	助成率	限度額
戸建住宅, 分譲共同住宅(専有部分)	調査費用の 2分の1	5万円	工事費用の 3分の2	200万円
分譲共同住宅(共用部分), 賃貸共同住宅, 事業所等		10万円	工事費用の 2分の1	400万円

※平成 18 年 10 月に建築基準法が改正され、大規模改修などの際には、原則としてアスベストの除去が義務付けられています。

* 工事費用については、住宅修築資金融資あっせん(担当:住宅課管理係)や産業融資資金あっせん(担当:経済課融資係)を受けられる場合があります。

アスベストの環境測定

区では、アスベスト飛散防止対策の一環として、区内の大気中のアスベスト濃度を平成 18 年度から測定しています。(平成 23 年度からは総繊維数濃度を測定。総繊維数濃度とは、アスベストに限らず測定空気内の繊維状物質の濃度を測定した数値。)

練馬区には、アスベストを製造または加工する工場等がないことから、アスベストの環境中への飛散要因として、アスベストが使用された建築物や工作物の不適切な解体・改修工事が考えられます。

アスベストが使用された建築物等の解体・改修工事を実施する場合には、大気汚染防止法、東京都環境確保条例、練馬区アスベスト飛散防止条例で環境中への飛散防止措置(作業基準といいます。)と届出を義務付けています。届出に対し、区では現場確認を行っています。また、東京都環境確保条例では、一定規模以上の吹付けアスベスト等の除去工事に際して、工事事業者に工事前、工事中、工事後のアスベスト濃度を敷地の境界線で測定するよう義務付けることで安全確認を行っています。

一方、区では、区内の一般環境大気中のアスベスト濃度を確認するため、区内を 4 分割し、それぞれの地域を代表する地点を定め、年 4 回の測定を行っています。平成 25 年度の結果は以下のとおりでした。(アスベストの環境基準は設定されていません。)

平成 25 年度 環境大気中のアスベスト測定結果

調査地点	総繊維数濃度 (単位 本/ℓ)
情報公開室屋上	0.11
練馬東中学校屋上	0.11
大泉西中学校屋上	0.090
石神井小学校屋上	0.14

※1 年4回の測定は、5, 8, 11, 2月にそれぞれ連続3日間行った。

※2 測定方法は、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」(平成元年環境庁告示第 93 号)および「アスベストモニタリングマニュアル(第 4.0 版)」(平成 22 年6月環境省水・大気環境局大気環境課)による。測定値は有効数字2桁とし、3桁目以下は切り捨てとする。

(5) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは

① ダイオキシン類

平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を含めて「ダイオキシン類」と定義され、多数の異性体のうち、PCDDでは7種類、PCDFでは10種類、Co-PCBでは12種類が、毒性があるものとして現在規定されています。各々の異性体で毒性が異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンを基準にした量に換算し、その合計を毒性等量(TEQ)として評価します。

② 性質

ア) 性状

常温で無色無臭の固体で蒸発しにくく、脂溶性で水には非常に溶けにくい性質を持っています。また、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応せず、安定した状態を保つ性質を持っていますが、紫外線で徐々に分解されることがわかっています。

イ) 毒性

動物実験では、発がん性・肝臓肥大・催奇形性・生殖に及ぼす影響・免疫毒性等が報告されていますが、人への健康に対する明らかな影響は詳しくわかっていません。

③ 主な発生源

ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、その他に、有機物と塩素が熱せられるような過程で副生成物として自然発生し、例えば、森林火災、火山活動等でも生じると言われています。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが、底泥などの環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告があります。

法令等による規制

ダイオキシン類は、人への健康影響を未然に防止する観点から、対策が必要な環境汚染物質です。

国では、平成9年から平成12年にかけて「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正するとともに「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、一定規模以上の焼却炉をはじめ各種ダイオキシン類発生施設の設置の許可や届出、測定義務、環境基準や排出基準等規制の強化が図られました。

規制事項のうち、ダイオキシン類発生の主な要因である廃棄物の焼却に関するものは、つぎのとおりです。

① 法律による規制

ア) 大気汚染防止法

火格子面積 2 m^2 以上または焼却能力 200 kg/時 以上の廃棄物焼却炉を設置するときは、「ばい煙発生施設」として知事へ届出が必要です。

イ) 廃棄物の処理および清掃に関する法律

火格子面積 2 m^2 以上または焼却能力 200 kg/時 以上の廃棄物焼却炉を設置するときは、知事の許可が必要です。また、平成 14 年 12 月より、すべての焼却炉について構造基準が規定され、この基準を満たさない焼却行為は禁止されています。

ウ) ダイオキシン類対策特別措置法

火床面積 0.5 m^2 以上または焼却能力 50 kg/時 以上の廃棄物焼却炉（2 以上の焼却炉が設置されている場合、それらの能力の合計とする）を設置するときは、「特定施設」として知事へ届出が必要です。

耐容一日摂取量（TDI）

ヒトが生涯にわたって摂取し続けても、人体に有害な影響が現れないと判断される、体重 1 kg 1 日当たりの摂取量で、 4 pg-TEQ/kg 体重/日と定められています。一時的にこの値を多少超過しても健康を損なわないように、最も感受性の高いと考えられる胎児期での暴露による影響を踏まえて、設定されています。

環境基準

耐容一日摂取量（TDI）を常に下回るために設定された一般環境中の濃度の基準です。

大気： 0.6 pg-TEQ/m^3 以下で、年平均値で評価する。

水質： 1 pg-TEQ/L 以下で、年平均値で評価する。

土壌： $1,000 \text{ pg-TEQ/g}$ 以下で、 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

※ 1 pg （1 ピコグラム）は 1 兆分の 1 g

排出ガスの排出基準

（単位 $\text{ng-TEQ/m}^3 \text{N}$ ）

特定施設の種類	焼却能力	新設する施設の排出基準	すでに設置している施設の排出基準	
			H14.11.30 以前	H14.12.1 以降
廃棄物焼却炉	4t/時	0.1	80	1
	2~4t/時	1		5
	2t/時未満	5		10

※ 1 ng （1 ナノグラム）は 10 億分の 1 g

② 東京都環境確保条例による規制

東京都では、平成 13 年 4 月から東京都環境確保条例を施行し、つぎに掲げるとおり、一定規模未満の焼却炉による焼却および焼却炉を用いない廃棄物の焼却を原則禁止としています。

ア) 小型焼却炉による焼却の禁止

火床面積が 0.5 m^2 未満であって、焼却能力が 50 kg/時 未満の廃棄物焼却炉での焼却は、原則禁止されています。ただし、排出ガス中のダイオキシン類等が下

表の量以下である性能を有する小規模の廃棄物焼却炉として知事が認めるものなどについては、例外としています。

区分	ダイオキシン類の量 (単位 ng-TEQ/m ³ N)	ばいじんの量 (単位 g/m ³ N)
平成 13 年 3 月 31 日までに設置されたもの	10 (H14.11.30 までは 80)	0.25
平成 13 年 4 月 1 日以降に設置されたもの	5	0.15

なお、火床面積 0.5m² 以上または焼却能力が 50kg/時以上の焼却炉を有する事業場を設置するときは、「指定作業場」として区長への届出が必要です。

イ) 野外焼却の禁止

焼却炉を用いない焼却で、ドラム缶、一斗缶などによる焼却や空き地での廃棄物の焼却などについても禁止されています。ただし、伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為、学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為、知事が特にやむを得ないと認める樹木や農作物の病虫害の防除などの焼却行為については、例外としています。これらの場合でも、周辺的生活環境にできる限り配慮して行う必要があります。

現状

① 区の測定結果

区では平成 11 年度から区内一般環境中の大気、地下水、土壌に含まれるダイオキシン類調査を実施しています。平成 22 年度からは、大気のみ測定を行っています。大気の調査は年 4 回 3 地点（定点）で実施しました。平成 25 年度の結果は表のとおりで、いずれの項目も環境基準を満たしていました。

平成 25 年度 環境大気中のダイオキシン類測定結果 (単位 pg-TEQ/m³)

調査地点	春季 (5月)	夏季 (8月)	秋季 (11月)	冬季 (2月)	年度 平均値
情報公開室屋上	0.021	0.014	0.040	0.023	0.025
練馬東中学校屋上	0.015	0.016	0.046	0.051	0.032
大泉西中学校屋上	0.025	0.015	0.045	0.020	0.026

※ 環境基準 0.6 pg-TEQ/m³

区内の大気中濃度の経年変化

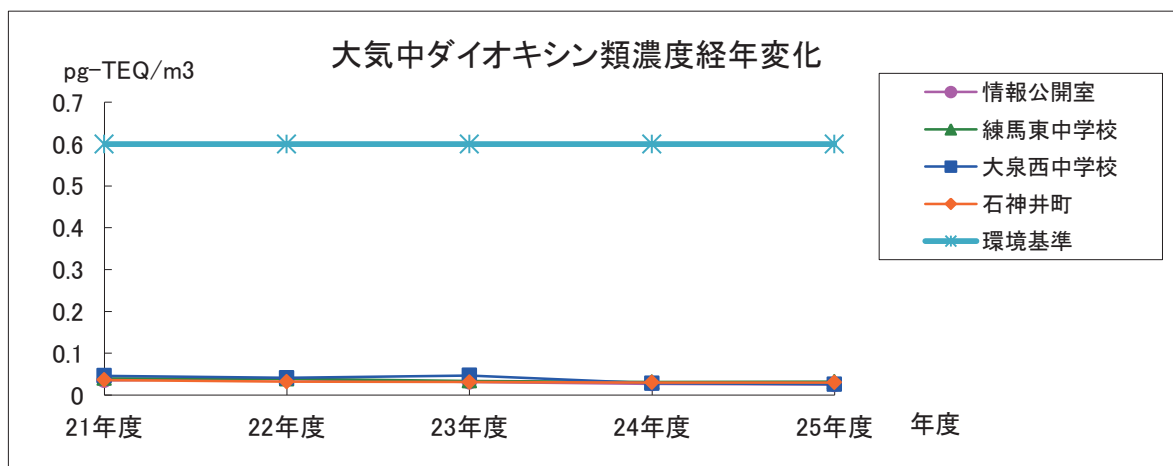
(単位 pg-TEQ/m³)

調査地点	調査結果				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
情報公開室屋上	0.035	0.038	0.031	0.027	0.025
練馬東中学校屋上	0.040	0.039	0.034	0.031	0.032
大泉西中学校屋上	0.046	0.041	0.037	0.028	0.026

② 東京都の測定結果

ア) 区内の大気中のダイオキシン類濃度

東京都は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成 25 年度において都内 20 か所で年 4 回測定を実施しました。練馬区の測定場所にあたる石神井町局は、4 回とも環境基準を満たしました。



イ) 土壌中のダイオキシン類濃度

平成 25 年度、東京都では、練馬区内で土壌の調査を 1 か所行い、下記のとおり環境基準を下回っていました。

平成 25 年度 土壌中のダイオキシン類調査の結果

	調査地点	ダイオキシン類濃度	環境基準
土壌	練馬	4.9 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g

ダイオキシン類発生抑制対策

① 清掃工場から排出されるダイオキシン類の調査結果

区では平成 10 年度から、練馬清掃工場と光が丘清掃工場について隔年でそれぞれ排出ガス中のダイオキシン類の測定を実施してきました。

平成 12 年度からは、ダイオキシン類を安定して除去するため、従来の電気集じん器に替えて、ろ過式集じん器を設置する工事を実施し、平成 14 年度秋までに練馬・光が丘両清掃工場ともに工事が終了しています。

以下に、平成 23 年度以降の東京二十三区清掃一部事務組合で調査した結果を掲載します。いずれも排出基準を下回っていました。

ア) 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位 ng-TEQ/m³N)

工場	炉	平成 23 年度				
		4 月	8 月	10 月	11 月	2 月
光が丘 清掃工場	1 号炉	0*	0.00000018	0.00016	-	0.0000036
	2 号炉	0*	0.00000024	-	0.00000039	0.0000028

(単位 ng-TEQ/m³N)

工場	炉	平成 24 年度					
		5 月	6・7 月	9 月	11 月	12 月	2 月
光が丘 清掃工場	1 号炉	0.0000021	0.00000078	-	0.000021	-	0.000029
	2 号炉	-	0.0000018	0.000019	-	0.000018	0.000028

(単位 ng-TEQ/m³N)

工場	炉	平成 25 年度		
		6 月	9 月	10 月
光が丘 清掃工場	1 号炉	0.0000033	-	0.0000032
	2 号炉	0.0000025	0.0000035	-

* ダイオキシン類濃度が定量下限値未満（分析機器が計測できる最小濃度の値未満）であることを示す。

※ 練馬清掃工場は、操業停止中。

※ 清掃工場に適用される排ガス中のダイオキシン類排出基準は 1 ng-TEQ/m³N である。

イ) 排ガス以外のダイオキシン類濃度測定結果

項目 工場	焼却灰 (単位 ng-TEQ/g)			排水 (単位 pg-TEQ/L)		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
練馬 清掃工場	— (操業 停止中)	— (操業 停止中)	— (操業 停止中)	— (操業 停止中)	— (操業 停止中)	— (操業 停止中)
光が丘 清掃工場	0.0099	0.0061	0.0080	0.00086	0.00035	0.00059
規制基準	3 (14 年 12 月 1 日以降に適用)			10 (15 年 1 月 15 日以降)		

ロ) 清掃工場周辺の大気環境中の濃度測定結果 (単位 pg-TEQ/m³)

	測定場所	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
光が丘清掃 工場周辺	光が丘清掃工場内	0.024	0.032	0.025
	練馬区旭町 2	0.022	0.034	0.035
	練馬区田柄 2	0.037	0.027	0.035
	練馬区春日町 6	0.032	0.022	0.028
	練馬区大泉町 2	0.027	0.019	0.023

※ 参考：環境基準 0.6pg-TEQ/m³ (年平均値)

※ 練馬清掃工場は、操業停止中。

② 焼却方法による苦情・相談件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小型焼却炉	3	2	5	4	2
ドラム缶	4	0	4	8	4
たき火・野焼き	18	16	31	24	19
その他	25	5	4	8	8
計	50	23	44	44	33

※ 焼却方法不明や区分の判断が難しいものは「その他」とした。

2 放射線対策

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて、都内においては、東京都が放射線量等の調査を実施・公表しています。練馬区では下記の対策を行っています。

(1) 区の対応基準

区では国際基準で定める一般公衆の放射線量限度「年間 1 ミリシーベルト」をもとに、毎時 0.24^{*}マイクロシーベルトを対応基準値と決めました。

対応基準値を超えた地点では低減措置を実施しています。

※当該地点に 8 時間、屋内に 16 時間いることを前提として算出した値。

(2) 区内の広域的な状況の把握

平成 23 年 6 月から毎月 1 回継続的に、区内を半径 1.5km の円で 12 地区に区分し、地区ごとに 1 か所の区立施設（計 12 か所）で専門機関による空間放射線量の測定を実施し、状況の把握に努めています。

空間放射線量は以下のとおり、対応基準値以下であり、低下傾向にあります。

【最低・最高測定値/年度】

年度	測定高さ	測定値[マイクロシーベルト/毎時]
平成 23 年度	地上 50cm	0.046 ~ 0.165
	地上 5 cm	0.042 ~ 0.157
平成 24 年度	地上 50cm	0.030 ~ 0.086
	地上 5 cm	0.030 ~ 0.092
平成 25 年度	地上 50cm	0.022 ~ 0.076
	地上 5 cm	0.026 ~ 0.083

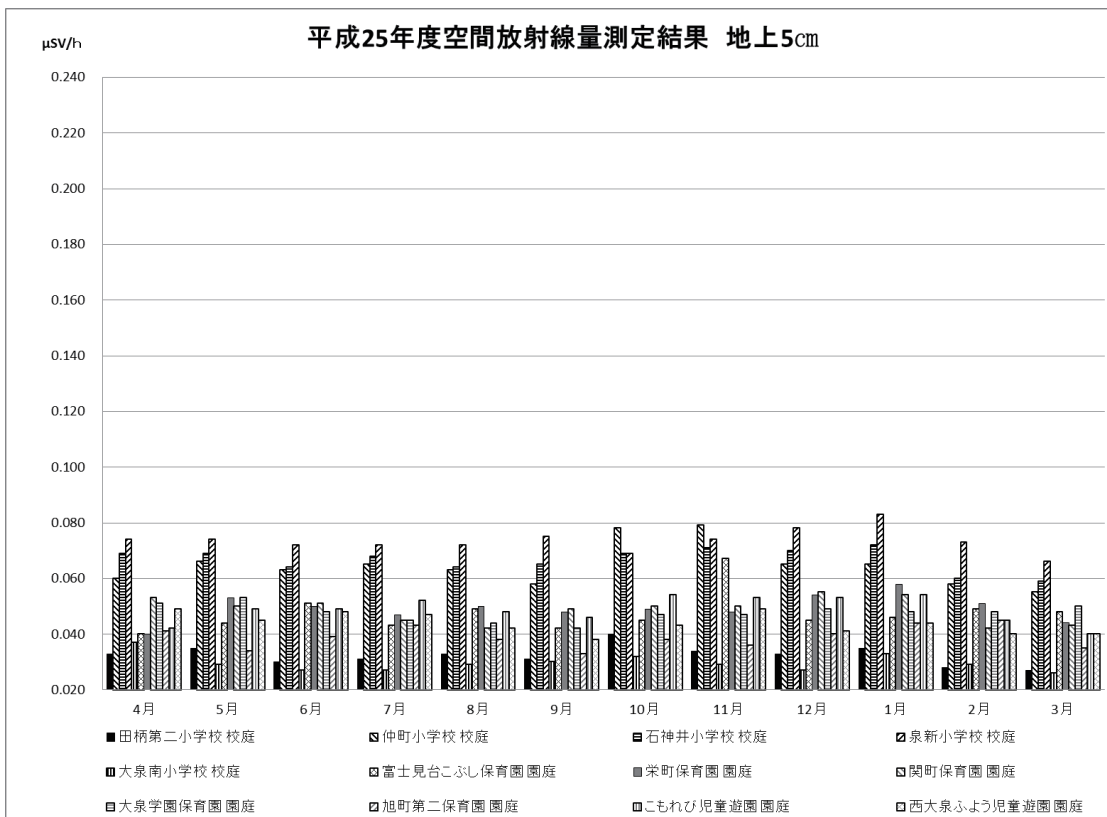
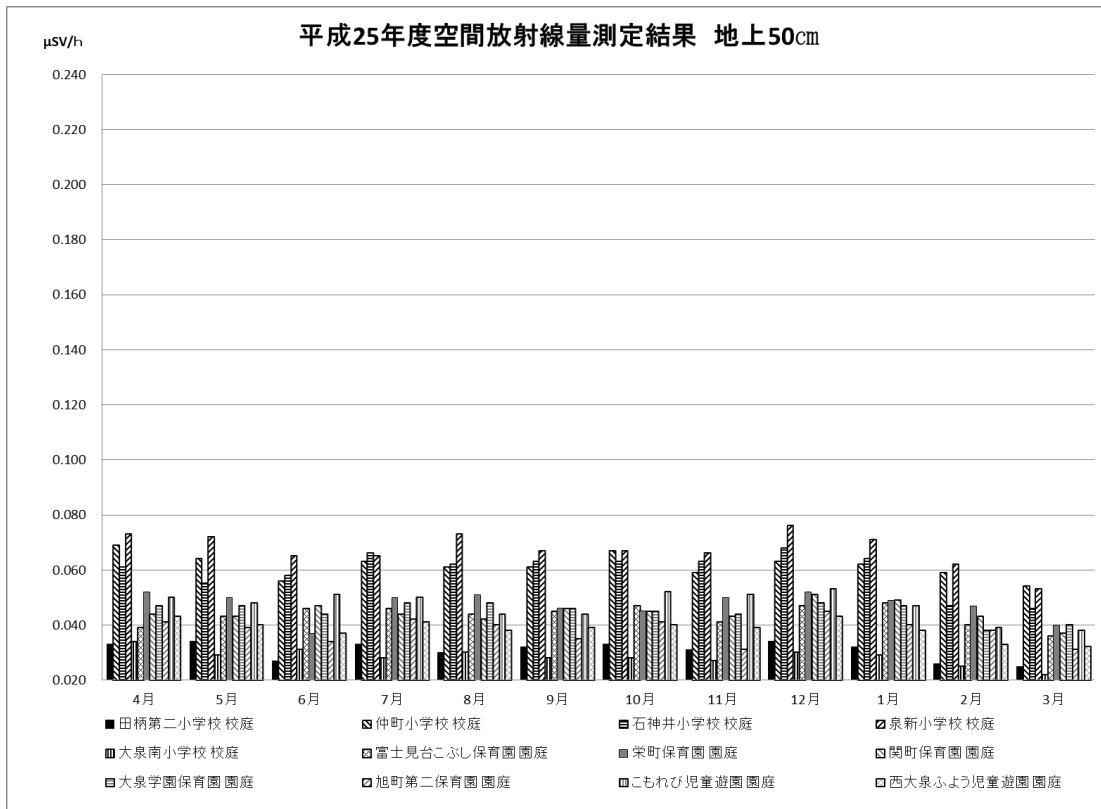
(3) 局所的な汚染に対する対応

広範囲に降下した放射性物質が地形や構造によって局所的に集まる事例（局所汚染）がみられました。

そこで、区では、平成 23 年 12 月から局所汚染箇所を対象に、空間放射線量の測定を実施し、対応基準値を超えた地点については低減措置等の対応を行い、結果についてはホームページ等で公表しました。

区内の平均的な放射線量については、区の対応基準値以下であり、今後も安定的に推移すると考えられます。

空間放射線量測定の結果



3 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動とは

① 騒音

私たちは日々多様な音の中で生活しています。さまざまな自然の営みや人の営みが音環境に反映されています。また、私たち自身は日々その行動によって音をたてる側でもあります。これらの音の中で、一般に私たちが不快や苦痛と感じられる音を騒音といいます。

騒音には概して大きな音や音色の不快な音などが挙げられていますが、その判断は難しく、音を聞いている時の周囲の状況や時間帯により不快感は左右されます。また、同じ音であっても、音を聞く一人ひとりの感じ方には差があります。音楽や宣伝放送のように、聞きたい人、聞かせたい人にとっては必要な音であっても、聞きたくない人にとっては騒音とを感じる音もあります。このように、大きな音や不快な音のほかに、生活や安眠などの妨げとなる音も騒音になります。

② 振動

振動とは、工場や作業場の機械の稼働、建設工事による大型建設機械の使用、車両の通行等により、物的被害や人体への不快感を与える建物や地面が揺れる現象をいいます。

③ 騒音・振動の大きさ

ア) 騒音の単位 (デシベル)

騒音の大きさは「音圧レベル」で表され、単位はd B (デシベル) です。

音の高低は1秒間の空気の振動数=周波数で表わし、Hz (ヘルツ) が単位です。人間の可聴帯域は耳の良い人で20Hz~20kHzといわれ、普通の人ではこれよりも少し狭い範囲になります。また、周波数の高低により、同じ大きさでも人によって異なった大きさとして聞こえることがあります。

人間の可聴帯域の中で最もよく聞こえる周波数は1kHz付近です。音圧レベルは、人間の聴感覚の特性に合わせて補正がなされています。

音の大きさのめやす

(単位：デシベル)

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	
蛍光灯	木の葉の触れ合う音	郊外の深夜 ささやき声	深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅地	静かな事務室 エアコン室外機	普通の会話 チャイム	掃除機 騒がしい街頭	地下鉄の車内 ピアノの音	犬の鳴き声 大声	電車が通るガード下	ヘリコプターのそば	飛行機のエンジンのそば

イ) 振動の単位 (デシベル)

振動の大きさは「振動レベル」で表され、単位はdB (デシベル) です。振動レベルは、人の感覚にあわせて補正がなされています。

振動のめやす

(単位：デシベル)

振動レベル	震度階	状態
95～105	震度 5	壁に割れ目が入り、煙突、石垣等が破損する
85～95	震度 4	家屋が激しく揺れ、座りの悪いものが倒れる
75～85	震度 3	家屋が揺れ、障子がガタガタと音を立てる
65～75	震度 2	多勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く
55～65	震度 1	静止している人だけに感じる
45～55	震度 0	人体に感じない程度

ウ) 数字の比較

デシベルは対数表現であり、3デシベルの増加で約2倍、10デシベルの増加で約10倍もパワーが変わることになります。これを騒音防止という観点からみると、騒音を10デシベル下げるには、音のパワーを1/10にしなければならないということです。

騒音の環境基準

道路騒音の環境基準

(単位：デシベル)

地域類型	地域区分	時間の区分	
		6-22時	22-6時
A 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55以下	45以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下
	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

- ※ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。
- ※ この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
<p>個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準（昼間にあつては45 デシベル以下、夜間にあつては40 デシベル以下）によることができる。</p>	

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）等を表す。

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2車線以下の車線を有する道路 15メートル

2車線を越える車線を有する道路 20メートル

発生源別の状況

① 工場・作業場等

区内はその大半が住居系の地域となっており、大規模な工場は少なく中小の工場や作業場が住居系の地域に多く混在しています。これらの工場などでは、騒音・振動の問題が発生する恐れがあります。

工場などの周囲に隣接して住宅やマンションなどが密集していると、騒音や振動の発生源が近くなるため問題になりやすくなります。事業者の側でも、資金・移転用地や工場用地不足などの問題もあつて、防音・防振対策が十分にとれず、問題の解決が長引く場合もあります。

② 建設工事や土木工事

区内では、マンションやビルの建設が多くなっています。これらの工事では、大型建設機械の使用や工事現場と隣家との距離が近いことなどにより、騒音・振動について近隣とトラブルが起きることもあります。また、道路工事や下水道施設工事も多数施工されており、その中には交通事情のため夜間施工されることもあり、一時的な騒音・振動とはいえ安眠妨害の苦情が寄せられる場合もあります。

③ 自動車

自動車走行による騒音・振動は、一般的に交通量が多いときや高速走行になるほど、また大型車ほどレベルが大きくなります。このため、区内の幹線交通を担う道路の沿道住民は、走行音や振動などの影響を受けています。

④ 鉄道

区内には西武池袋線、西武新宿線、西武豊島線、東武東上線のような地上を走る鉄道と、西武有楽町線、東京メトロ有楽町線、東京メトロ副都心線、都営地下鉄大江戸線のような地下鉄があります。鉄道は、公共大量輸送機関として都市生活には欠かせないものですが、地上を走る鉄道沿線住民は騒音・振動などの影響を受けています。

また、踏切による交通遮断を解消するため、高架化（連続立体交差）が積極的に

推進されています。富士見台駅～石神井公園駅間では、補助 134 号線（笹目通り）との立体交差のため既設線の高架化工事が先行的に行われ、昭和 62 年に完成しました。その後、平成 15 年 3 月に桜台駅～石神井公園駅間が高架複々線化され、平成 23 年 4 月に石神井公園駅付近の下り線が高架化されました。

騒音に関しては、立体化によって直近の鉄道走行音の低下だけでなく、踏切警報音、踏切での自動車のアイドリングや加速音も低下しています。また、高架化による走行音の広域化はありませんでした。しかし、軌道に近接する高層建築物の上層階では、音源が近づくことによりレベルが高くなる場所があります。

振動に関しては、構造体の重量が増すことや、基礎が岩盤で支えられることから従前より軽減されます。

⑤ 航空機

航空機から発生する騒音は非常に大きく、空港・飛行場周辺や航空路の真下とその付近では被害を受けやすくなっています。区内では大きな被害は発生していませんが、最近ヘリコプターや軽飛行機の飛来による苦情が寄せられることもあります。

⑥ 近隣騒音

音はそれを必要とする人は「あった方がよい、あってもよい音」として受け入れ、積極的に活用しますが、必要としない人は、「あっては困る、ない方がよい音（騒音）」として排除しようとしています。音に対する好き嫌いは、音の大きさや種類によって一律に決まるものではなく、その音に対する価値観の違い、あるいはその時の状況によって変わります。

一般家庭の生活においては、さまざまな音が発生しています。カラオケ・ステレオ・テレビ・楽器などの音響機器、エアコン室外機の音、車のアイドリングによる音、ペット類の鳴き声、ボイラーの燃焼音、人の話し声、集合住宅における歩行音などが騒音として問題になりやすく、近年、区に苦情や相談が多く寄せられています。

この原因として、住宅の集合化や密集化（マンションなどの増加）、騒音を発生しやすい電気機器の利用、生活形態の多様化などが考えられます。

また、隣近所との結びつきや近所づきあいが近年薄れてきており、そのため近隣間で騒音問題を円満に解決することができにくくなってきています。

(2) 騒音・振動対策

発生源別の対策

① 工場・作業場等

区では、騒音規制法などに定められている特定施設の届出や、東京都環境確保条例に基づいた工場認可や指定作業場の届出などを通じて、騒音・振動公害の未然防止を図っています。

また、さまざまな機会をとらえて、区内の工場や作業場等の調査・指導を行っています。

② 建築工事・土木工事

建築工事や土木工事のうち、特定の建設機械（くい打機やさく岩機など）を使用する場合は、騒音規制法・振動規制法・東京都環境確保条例により、規制対象となっています。このため区では、事前届出などの際に、工事現場の防音・防振の配慮とともに、近隣住民に対する十分な説明を行うよう指導をしています。

③ 自動車

自動車走行による騒音・振動や大気汚染を改善するためには、自動車本体の低公害車化とともに、道路構造の改善（遮音壁や環境施設帯の設置、車道部分の低騒音舗装化や地下化など）、交通流・物流・人流対策の推進、交通規制、沿道の土地利用や建築物構造の適正化などの方法により、総合的な対策として推進していかなければなりません。

区では、道路騒音を大泉町三丁目、大泉町四丁目、小竹町二丁目ですべて常時測定しています。

④ 鉄道

鉄道による騒音や振動についての一般的な対策として、つなぎ目の少ないロングレールへの切り換え、振動を吸収するためのバラストマットの使用、遮音壁の設置などがとられています。

⑤ 近隣騒音

近隣騒音問題の解決のためには、建物の防音化、家庭用機器の低騒音化などの物理的方法とともに地域での話し合いやルールづくりが重要な意味を持っています。一般に事業活動や生産活動に伴って発生し、比較的広範囲に影響を及ぼす騒音については、法律や条例で規制する対象となります。

しかし、日常の生活行動や家庭に普及している電気・ガス機器、ピアノ・ステレオなどの音響機器などから発生する、いわゆる生活騒音は人が活動することに伴って発生するものであり、これを法律や条例で規制することは日常生活に制限を加えることになり、一律的な規制になじみにくいものといえます。

生活騒音は、日常生活を営む上で必然的に発生するため、多くの人が時には被害者に時には加害者になるという特性があり、その対策に特効薬はありません。

住民、行政、各種家庭用機器類の製造業者、住宅建設関連業者などの関係者がそれぞれの立場から努力を積み重ねることが大切です。

このため区では、現実に発生している近隣騒音問題の解決のため、つぎのような対策を実施しています。

- ア) カラオケ騒音など、通常話し合いによって解決することが難しく、法令・条例等の規制があるものについては、それに基づいて規制指導を行う。
- イ) 一般家庭間の問題については、当事者の話し合いを基本に、騒音防止の技術的相談や話し合いの仕方の助言を行うとともに、騒音計の貸出を行うなど、円満な解決を支援する。
- ウ) 近隣騒音防止のためのPRを行う（区報、パンフレットなど）。

夜間騒音実態調査

深夜スナックのカラオケをはじめ、作業音や自動車のアイドリング音など、夜間の騒音苦情に対し、区では公害の防止と問題の早期解決を図るため、夜間騒音実態調査を実施しています。

平成 25 年度は 5 回、延べ 29 件の夜間調査を実施しました。発生源別の件数はつぎのとおりです。(同一対象あり)

発生源	カラオケ	排気ダクト 室外機	作業音	その他	計
延べ件数	7	10	5	7	29

(3) 騒音・振動調査

自動車騒音常時監視

自動車騒音常時監視とは、騒音規制法第 18 条に定められており、道路の両側 50 m 内の範囲にある住居等について、自動車の走行に伴って発生した音を対象とし、環境基準値を超過する割合を把握するものです。一般に面的評価と称されています。

面的評価は、環境省より出されている「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、評価の対象となる幹線交通を担う道路（対象路線は下表および下図に掲載）、を対象に区内の全域調査を平成 20 年度に引き続き、平成 25 年度に実施しました。



高速道路	2路線	東京外環自動車道・関越自動車道
国道	2路線	川越街道(一般国道254号)・新大宮バイパス(一般国道17号)
主要地方道	7路線	東京所沢線・千代田練馬田無線・練馬所沢線・飯田橋石神井新座線・練馬川口線・環状8号線・環状7号線
都道	13路線	東京朝霞線・関町吉祥寺線・東大泉田無線・杉並田無線・鯨洲大山線・瀬田貫井線・椎名町上石神井線・落合井草線・池袋谷原線・北町豊玉線・南田中町旭町線・下石神井大泉線・前沢保谷線

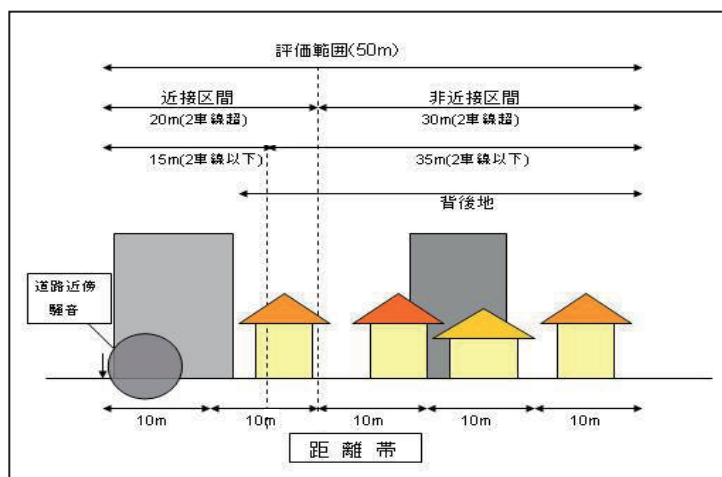
① 道路に関する地域の環境基準

環境基準は

- ・ 地域類型（56ページの表参照）がA類型B類型C類型のいずれか
- ・ 対象道路が一車線、二車線、三車線以上のいずれか
- ・ 近接空間、非近接空間*のいずれか
- ・ 昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）

のいずれかによって決まってきます。面的評価では、車線数や地域類型によって、近接空間、非近接空間の範囲が決まります。

※ 道路の両側 50m は「近接空間」と「非近接空間」に分けられています。二車線以下の道路においては 15m、二車線を超える道路においては 20m までが近接空間で、それより以遠の地域が非近接空間です。（右図参照）



② 評価の対象

評価する音は対象道路から発せられる道路交通騒音に限定します。ここで対象道路に接続する側道や対象道路と平行する裏道の道路交通騒音は含みません。

その他、「建設作業騒音」や「鳥や虫の音」や「救急車、パトカーなどのサイレン音」も含みません。そのため、実測地点において対象外の音が発生した場合は、除外音処理を実施します。

③ 評価の方法

評価はコンピューターによる推計計算で行うため、必要となる交通条件（交通量・大型車混入率・車速）は交通センサデータのほか、必要に応じて実測を行います。また騒音に関しても24時間測定を必要に応じて行います。

同一の道路であっても、場所によって騒音レベルは異なります。このため、騒音レベルが概ね一定とみなせる範囲を同一の評価区間とします。平成25年度調査では対象道路の総延長は84.7Kmになりますが、これを46の評価区間に分けて評価しました。

④ 結果

ア) 平成20年度と平成25年度の面的評価結果の比較

	近接空間				
	評価対象住居等 戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	%	戸数(戸)	%
平成25年度	41,933	39,939	95.2	36,711	87.5
平成20年度	42,018	39,936	95.0	36,937	87.9
差	-85	3	0.2	-226	-0.4

	非近接空間				
	評価対象住居等 戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	%	戸数(戸)	%
平成25年度	38,112	37,669	98.8	36,966	97.0
平成20年度	43,176	42,518	98.5	41,877	97.0
差	-5,064	-4,849	0.3	-4,911	0.0

平成25年度と平成20年度の面的評価結果の比較を示しました。環境基準達成率は前回と概ね横ばいとなりました。また、環境基準達成率は近接空間の夜間環境基準達成率は80%台となっていますが、その他は95%以上を推移しています。

イ) 騒音測定結果

46 の評価区間は 28 の騒音観測区間と 18 の騒音非観測区間に分けられます。騒音観測区間は評価区間のうち騒音測定を行う区間をいい、騒音非観測区間については、騒音観測区間から得られたデータを基にコンピューター上で計算した値で評価します。騒音観測区間の測定地点ごとの等価騒音レベルの値を次表に示します。28 地点中最も騒音レベルが高かったのは基準点では環状 7 号線で、昼間：77dB、夜間：76dB であった。

基準点騒音測定結果

単位：dB

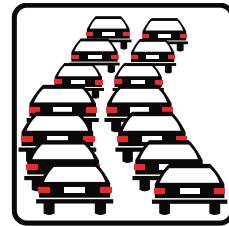
評価区 間番号	路線名	調査箇所	地域 類型	昼間(6時～22時)			夜間(22時～6時)		
				環境 基準	測定値	評価	環境 基準	測定値	評価
20	東京外環自動車道	練馬区大泉町3丁目2	B	70	61	○	65	56	○
30	関越自動車道(2)	練馬区大泉町2丁目7	A		60	○		57	○
40	関越自動車道(2)	練馬区大泉学園町3丁目23	A		65	○		60	○
10570	一般国道17号	練馬区北町3丁目13	C		59	○		55	○
10850	一般国道254号	練馬区北町8丁目28	C		67	○		64	○
40130	東京所沢線	練馬区関町南4丁目6	C		72	×		70	×
40270	千代田練馬田無線(1)	練馬区豊玉北2丁目4	C		69	○		66	×
40280	千代田練馬田無線(1)	練馬区石神井台5丁目25	B		66	○		65	○
40580	練馬所沢線(1)	練馬区東大泉2丁目11	C		63	○		59	○
40600	練馬所沢線(4)	練馬区大泉町6丁目13	B		66	○		63	○
40650	飯田橋石神井新座線	練馬区下石神井3丁目4	A		64	○		58	○
40860	練馬川口線	練馬区大泉町1丁目3	C		66	○		63	○
41540	環状8号線	練馬区南田中3丁目13	B		58	○		54	○
41550	環状8号線	練馬区平和台4丁目20	C		69	○		67	×
42130	環状7号線	練馬区豊玉上2丁目2	B		77	×		76	×
60140	東京朝霞線	練馬区大泉町1丁目44	A		67	○		62	○
60170	関町吉祥寺線	練馬区関町南3丁目8	C		66	○		64	○
60230	東大泉田無線	練馬区東大泉4丁目18	B		68	○		66	×
60280	杉並田無線	練馬区石神井台4丁目5	B		71	×		70	×
61210	瀬田貫井線	練馬区中村南3丁目19	C		64	○		60	○
61460	椎名町上石神井線	練馬区旭丘1丁目27	C		62	○		60	○
61480	椎名町上石神井線	練馬区富士見台1丁目15	A		65	○		62	○
61530	池袋谷原線	練馬区小竹町2丁目32	A		56	○		52	○
61570	南田中町旭町線(1)	練馬区高野台3丁目15	B		69	○		68	×
61580	南田中町旭町線(1)	練馬区谷原3丁目24	C		70	○		68	×
61590	南田中町旭町線(2)	練馬区春日町6丁目10	B		65	○		62	○
61600	南田中町旭町線(3)	練馬区光が丘3丁目9	B		59	○		53	○
61610	下石神井大泉線	練馬区下石神井5丁目18	B		65	○		62	○

※評価の欄の○印は環境基準を満足していることを、×印は超過していることをそれぞれ示す。

4 自動車公害対策

(1) 国・東京都および区の対策

道路交通騒音・振動対策としては、自動車単体への対策強化、交通量対策、道路構造の改善、沿道対策などがあり、特に高性能舗装（低騒音舗装）化が対策として有効です。



また、国内でも特に自動車が増加・集中する首都圏の 대기において、自動車が主な発生源となっている二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成はこれまで非常に困難な状況にありましたが、自動車単体の排ガス規制や特にディーゼル車に対する国および東京都の対策により、改善傾向が現れてきています。

さらに最近では、地球温暖化対策と省エネ対策を加味したエコドライブを推奨することで、汚染物質や温暖化ガスの二酸化炭素の排ガスを低減する取組が行われています。

国の対策

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM法」といいます）は、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものです。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」といいます）に指定し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減に取り組んできました。このため、大都市地域における自動車交通に起因する窒素酸化物および粒子状物質による大気環境は、改善傾向にあります。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にあります。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されています。そこで、自動車NOx・PM法を改正し、局地汚染対策および流入車対策を講ずることとしました。

東京都の対策

東京都では同法に基づき、都内における自動車の窒素酸化物および粒子状物質削減のための総合的な対策の枠組みとして、「東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を平成16年3月に策定しました。この計画は平成32年度までに二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成することを目標としています。計画の主な内容は自動車単体対策、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進、環境保全取組の普及啓発となります。

これまで、東京都では、平成2年度から、二酸化窒素の環境濃度が高くなる11

月から1月の期間を通じて、冬期自動車交通量抑制対策を実施し、毎週水曜日に乗用車類20%、貨物車類10%を目途に使用を抑制することを主な内容として、関係団体や事業所に要請等を行ってきました。平成3年度には、六都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市）で、平成4年度以降は千葉市を加えた七都県市で共同して実施しました。さらに、平成5年度から平成13年度までは、特別区と共同で「七都県市共同による冬期自動車交通量対策」として取り組まれていました。この事業はキャンペーンが主であったことから、さらに自動車公害対策を具体的に推し進めるため、平成13年4月に施行した東京都環境確保条例においてディーゼル車の排出ガス規制、自動車環境管理計画提出の義務、低公害車の導入義務、アイドリング・ストップの義務、粒子状物質を増大させる燃料の規制等を新たに規定しました。

特にディーゼル車から排出される粒子状物質については具体的な排出基準を定め、排出基準を満たさない規制対象のディーゼル車は、平成15年10月から都内運行が禁止となりました。このため、東京都では条例のディーゼル規制の推進のため、粒子状物質減少装置（DPF等）の指定や、装着に対する補助制度を実施して、使用過程のディーゼル車への装置の装着を促進して、粒子状物質排出量の低減を推進しています。

練馬区の対策

区では、自動車公害対策として、国・東京都で行う各種施策に積極的に協力しつつ、なお一層の総合的な自動車公害対策を国、東京都に要請しています。また、近隣自治体とも連携し、低公害車の普及・啓発、沿道の適正かつ合理的な土地利用や環境施設帯の設置による沿道環境の保全、道路の体系的整備などを推進しています。また、平成14年度まで、大気の汚染濃度が上昇する冬期に、都と共同して自動車交通量抑制対策のキャンペーン等を実施してきましたが、平成15年度は、都条例のディーゼル車排ガス規制が施行されたことから、自動車による大気汚染の低減を目的として、区内の規制対象のディーゼル車の低公害化を促進するために、区でも中小企業者を対象に、粒子状物質減少装置装着補助事業および圧縮天然ガス（CNG）自動車導入補助事業を実施しました。

（2）エコドライブの取組

エコドライブは、毎日のちょっとした心がけをすることでできる、二酸化炭素の排出量が少ない環境に優しい運転方法のことで、地球温暖化防止の一環としての取組です。エコドライブを行うことで、自動車からの大気汚染物質の窒素酸化物や浮遊粒子状物質の排出量も同時に減らせます。

エコドライブ 10 のすすめ (エコドライブ普及連絡会資料より)

1 ふんわりアクセル「e スタート」 やさしい発進を心がけましょう。	6 暖機運転は適切に エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。
2 加減速の少ない運転 車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。	7 道路交通情報の活用 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。
3 早めのアクセルオフ エンジンプレーキを積極的に使いましょう。	8 タイヤの空気圧をこまめにチェック タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。
4 エアコンの使用を控えめに 車内を冷やし過ぎないようにしましょう。	9 不要な荷物は積まずに走行 不要な荷物を積まないようにしましょう。
5 アイドリングストップ 無用なアイドリングをやめましょう。	10 駐車場所に注意 渋滞などを招くことから、違法駐車はやめましょう。

5 工場・指定作業場等

(1) 事業者の責務

事業者の環境に対する責務と努力義務、環境行政施策への協力義務が、練馬区環境基本条例や東京都環境基本条例、東京都環境確保条例に定められています。

土壌汚染に関する規制

汚染された土壌から有害物質が大気中に飛散することや、土壌汚染による地下水の汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、東京都環境確保条例では平成 13 年から土壌汚染に関する規制をしています。26 種類の有害物質の使用履歴がある工場・指定作業場は、廃止等の際に土壌汚染状況を調査し結果を届け出なければなりません。平成 25 年度は、土壌汚染状況調査報告書 6 件、汚染拡散防止措置完了届 1 件の届け出がありました。また、3,000 m²以上の土地の改変を行う場合には、土地の履歴を調査し、土壌汚染の可能性がある場合に調査を行い、東京都へ結果を届け出る必要があります。

平成 15 年に土壌汚染対策法が施行され、水質汚濁防止法・下水道法における有害物質使用特定施設の廃止の際は、土地の所有者は土壌汚染の状況を調査し、東京都へ結果を届け出る必要があります。また、汚染された地域は指定区域として指定され公表されます(平成 22 年 4 月の土壌汚染対策法の一部を改正する法律により、指定区域は要措置区域と形質変更時要届出区域に分類されることになり

ました)。区内には平成 26 年 3 月現在、要措置区域は 2 件、形質変更時要届出区域は 1 件あります。

東京都環境確保条例、土壌汚染対策法のいずれも、汚染土壌処理基準を超えた場合、汚染の浄化や拡散防止措置等を行わなければなりません。

また、不動産業者等から土地の履歴についての問合せがあり、区では情報提供を行っています。

工場・指定作業場等の情報提供件数

年度	21	22	23	24	25
情報提供件数	1,659	1,326	1,500	1,517	1,460

適正管理化学物質に関する届出

現代社会においては、生活の身近なところに多種多様の化学物質が使われています。しかし、化学物質の中には、人や生物に対し有害性を持つものが多くあり、扱い方が適切でないと、環境汚染や生態系への悪影響を及ぼす恐れがあります。そのため、化学物質を取扱う事業者は、その使用量や環境への排出量を正確に把握し、適切に管理、使用する必要があります。

東京都では、事業者による化学物質の適正な管理を義務付ける規定を東京都環境確保条例に盛り込み、平成 13 年 10 月から施行しています。条例では、有害性が認められる 59 種類の化学物質（平成 25 年度より 1 種類追加）を対象として、いずれかの物質を年間 100 kg 以上取り扱う工場・指定作業場の設置者に対し、前年度の使用量や環境への排出量を区へ報告（「適正管理化学物質の使用量等報告書」を提出）することが義務付けられています。平成 25 年度は、区内の塗装工場、印刷工場、メッキ工場、クリーニング店、ガソリンスタンド等 71 事業所から報告書が提出されました。

また、P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、対象とする業種のうち、対象化学物質（第一種指定化学物質 462 種類、うち特定第一種指定化学物質 15 種類）を年間で一定量以上取り扱い、または特定の施設を設置している事業者は、前年度における化学物質の環境への排出量等を都道府県へ届け出ることになっています。

適正管理化学物質

No.	物質名	【参考】 PRTR法届出対象物質 (第一種指定化学物質) 政令番号
1	アクロレイン	10
2	アセトン	対象外
3	イソアミルアルコール	対象外
4	イソプロピルアルコール	対象外
5	エチレン	対象外
6	塩化スルホン酸	対象外
7	塩化ビニルモノマー	94
8	塩酸	対象外
9	塩素	対象外
10	カドミウム及びその化合物	75
11	キシレン	80
12	クロム及び三価クロム化合物	87
13	六価クロム化合物	88
14	クロルピクリン	285
15	クロロホルム	127
16	酢酸エチル	対象外
17	酢酸ブチル	対象外
18	酢酸メチル	対象外
19	酸化エチレン	56
20	シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）	144
21	四塩化炭素	149
22	1, 2-ジクロロエタン	157
23	1, 1-ジクロロエチレン	158
24	1, 2-ジクロロエチレン	159
25	1, 3-ジクロロプロペン	179
26	ジクロロメタン	186
27	シマジン	113
28	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	386
29	硝酸	対象外
30	水銀及びその化合物	237
31	スチレン	240
32	セレン及びその化合物	242
33	チウラム	268
34	チオベンカルブ	147
35	テトラクロロエチレン	262
36	1, 1, 1-トリクロロエタン	279
37	1, 1, 2-トリクロロエタン	280
38	トリクロロエチレン	281
39	トルエン	300
40	鉛及びその化合物	304, 305
41	ニッケル	308
42	ニッケル化合物	309
43	二硫化炭素	318
44	砒素及びその無機化合物	332
45	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	406
46	ピリジン	342
47	フェノール	349
48	ふっ化水素及びその水溶性塩	374
49	ヘキサン	392
50	ベンゼン	400
51	ホルムアルデヒド	411
52	マンガン及びその化合物	412
53	メタノール	対象外
54	メチルイソブチルケトン	対象外
55	メチルエチルケトン	対象外
56	有機燐化合物（EPNIに限る。）	48
57	硫酸	対象外
58	ほう素及びその化合物	405
59	1, 4-ジオキサン	150

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則：平成24年12月改正（平成25年4月施行）
PRTR法 政令番号：平成20年11月改正（平成21年10月施行）

(2) 工場認可

工場とは（東京都環境確保条例）

東京都環境確保条例における工場とは、

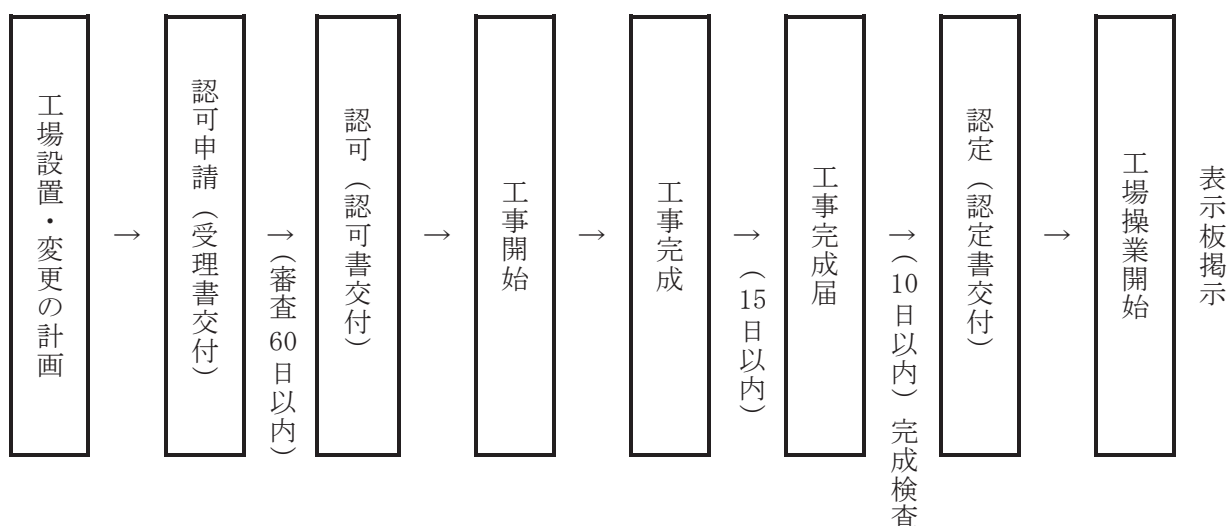
- ① 定格出力の合計が 2.2 キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場
 - ② 定格出力の合計が 0.75 キロワット以上 2.2 キロワット未満の原動機を使用する裁縫、印刷、金属の打ち抜き等を常時行う工場
 - ③ 塗料の吹き付け、金属の鍛造、インクまたは絵の具の製造、紙またはパルプの製造、写真の現像等を常時行う工場
- などをいいます。

工場認可制度と工場に対する規制

これらの工場を設置・変更する場合、条例では設置者にあらかじめ区長の認可を受けるよう義務付けています。これらの認可制度は、工場が大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害発生源になりやすいため、事前に審査・指導を行い、公害を未然に防止することを目的とするものです。

また、工場設置者に対して、規制基準、燃料規制、設備構造基準の遵守義務や、位置の制限などを課し、違反に対する改善命令、操業停止命令等を定めています。

工場設置・変更認可手続の流れ



認可工場業種別分類（平成 26 年 3 月 31 日現在）

区分	業種	工場数	区分	業種	工場数
製造業	食料品製造業	67	建設業	職別工事業	1
	飲料・たばこ・飼料製造業	1	情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	1
	繊維工業	10	運輸業・郵便業	鉄道業	2
	木材・木製品製造業	11	卸売業・小売業	飲食料品卸売業	1
	家具・装備品製造業	12		建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	2
	パルプ・紙・紙加工品製造業	14		機械器具卸売業	1
	印刷・同関連業	47		機械器具小売業	2
	化学工業	3		その他の小売業	1
	プラスチック製品製造業	13	医療・福祉	医療業	2
	ゴム製品製造業	1	サービス業	学術・開発研究機関	1
	窯業・土石製品製造業	5		技術サービス業	1
	鉄鋼業	1		持ち帰り・配達飲食サービス業	1
	非鉄金属製造業	7		洗濯・理容・美容・浴場業	12
	金属製品製造業	23		その他の生活関連サービス業	4
	はん用機械器具製造業	10		廃棄物処理業	3
	生産用機械器具製造業	14		自動車整備業	161
	業務用機械器具製造業	29	機械等修理業	6	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	公務	国家公務	1
	電気機械器具製造業	8		地方公務	1
	情報通信機械器具製造業	3	合計		508
輸送用機械器具製造業	9				
その他の製造業	13				

(3) 指定作業場

指定作業場とは（東京都環境確保条例）

東京都環境確保条例では、工場以外の事業場で公害の発生のおそれのある自動車駐車場（収容台数 20 台以上）、ガソリンスタンド、洗濯施設やボイラーを有する事業場など 32 種類を指定作業場と定め、工場に準じた規制を行っています。

指定作業場設置等の届出と規制

条例では、これらの事業場を設置または変更する場合には、工事開始の30日前までに届出を義務付け、公害の未然防止を行っています。

指定作業場業種別分類(平成26年3月31日現在)

種類	件数	種類	件数
レディミクストコンクリート製造場	1	豆腐又は煮豆製造場	46
自動車駐車場	611	洗濯施設を有する事業場	117
ガソリンスタンド・液化石油ガススタンド・天然ガススタンド	51	ボイラーを有する事業場	66
自動車洗車場	18	ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関を有する事業場	3
ウエスト・スクラップ処理場	4	焼却炉	1
廃棄物の積替え場所又は保管場所	13	揚水施設	5
材料置場	25	病院	6
畜舎	1	試験研究機関	8
めん類製造場	15	合計	991

※ 一つの事業場で複数の該当施設を有している場合は、主たる種類欄を計上した。

(4) 特定施設

騒音規制法および振動規制法では、工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設で政令で定めるものを特定施設とし、工事開始の30日前までに届け出るよう義務付けています。

騒音規制法による特定施設種類分類(平成26年3月31日現在)

種類		事業所数	施設数
金属加工機械	圧延機械	2	7
	せん断機	2	2
	機械プレス	13	35
	切断機	2	2
空気圧縮機及び送風機		141	803
コンクリートプラント		1	1
穀物用製粉機		1	12
木材加工機械	帯のご盤	1	2
	かんな盤	3	4
印刷機		37	136
合成樹脂用射出成型機		7	37
合計		210	1,041

※ 事業所数は、複数種別の施設がある場合は、種別ごとに計上した延べ数である。

振動規制法による特定施設種類分類(平成 26 年 3 月 31 日現在)

種類		事業所数	施設数
金属加工機械	液圧プレス	1	2
	せん断機	1	3
	機械プレス	20	89
	圧縮機	35	132
印刷機(2.2kw 以上)		21	83
合成樹脂用射出成型機		6	32
合計		84	341

※ 事業所数は、複数種別の施設がある場合は、種別ごとに計上した延べ数である。

(5) 特定建設作業

騒音規制法および振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業として、くい打ち機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業を特定建設作業と定め、作業開始の7日前までに届け出るよう義務付けています。

特定建設作業実施届出件数(作業別合計)(平成 25 年度)

騒音規制法対象作業	届出数	振動規制法対象作業	届出数
くい打ち・くい抜き機等使用作業	20	くい打ち機使用作業	41
びょう打ち機使用作業	0	さく岩機使用作業	169
さく岩機使用作業	274	鋼球使用作業	0
掘削作業(バックホー等)	90	舗装版破碎機使用作業	6
空気圧縮機使用作業	47	合計	216
コンクリートプラント使用作業	1		
合計	432		

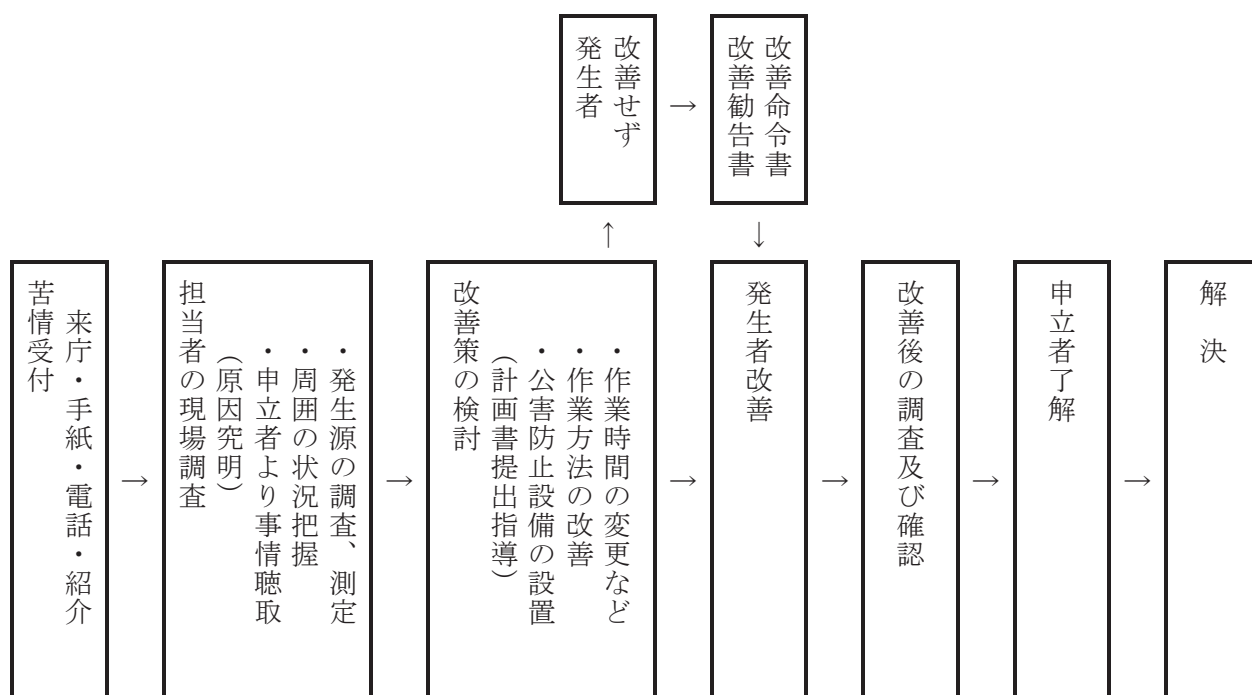
※ 複数種別の作業がある場合は、作業ごとに計上した延べ数である。

特定建設作業実施届出件数(工事別合計)(平成 25 年度)

工 事	騒音規制法 対象工事数	振動規制法 対象工事数
民間建物	197	133
公共建物	72	35
道路・河川	21	16
上下水道	17	11
電気・ガス	1	0
鉄道工事	4	2
合計	312	197

6 苦情・相談

(1) 苦情・相談の受付から処理までの手順



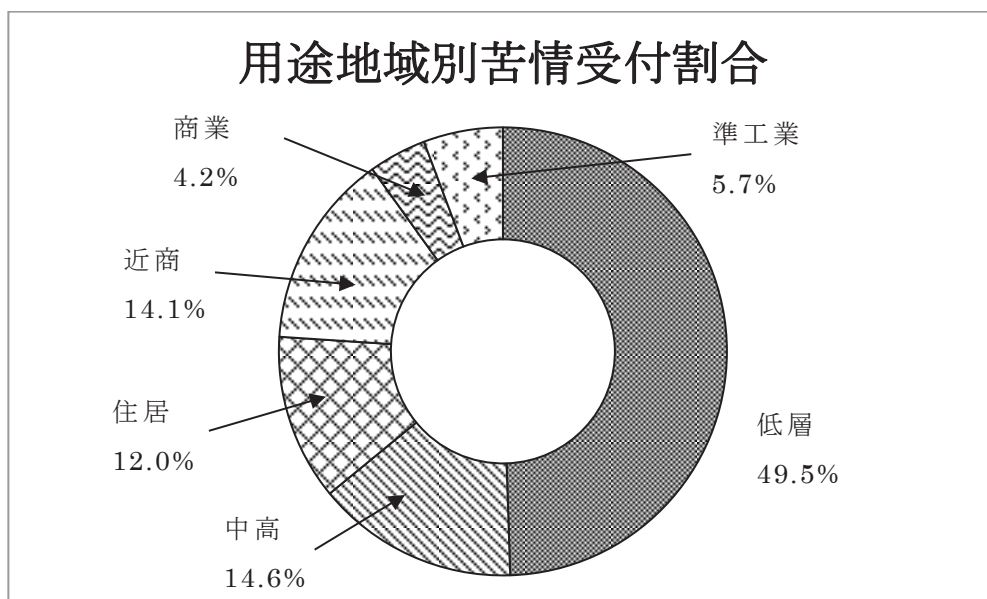
(2) 平成 25 年度苦情受付件数

発生源別・現象別用途地域別苦情受付件数（平成 25 年度）

地域別 公害種別		地域別							計
		低層	中高	住居	近商	商業	準工業	工業	
発生源別	工場	4	2	0	0	0	1	0	7
	指定作業場	7	0	3	1	0	0	0	11
	建設作業	40	14	10	17	6	4	0	91
	一般	44	12	10	9	2	6	0	83
	計	95	28	23	27	8	11	0	192
現象別	ばい煙	26	5	1	2	0	1	0	35
	粉じん	8	2	5	5	0	1	0	21
	有害ガス	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	10	2	2	4	1	4	0	23
	汚水	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒音	48	17	11	16	7	9	0	108
	振動	29	6	8	5	1	2	0	51
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	0	0	0	0	1
計	121	33	27	32	9	17	0	239	

※ 1つの苦情に対し、2項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件とする。

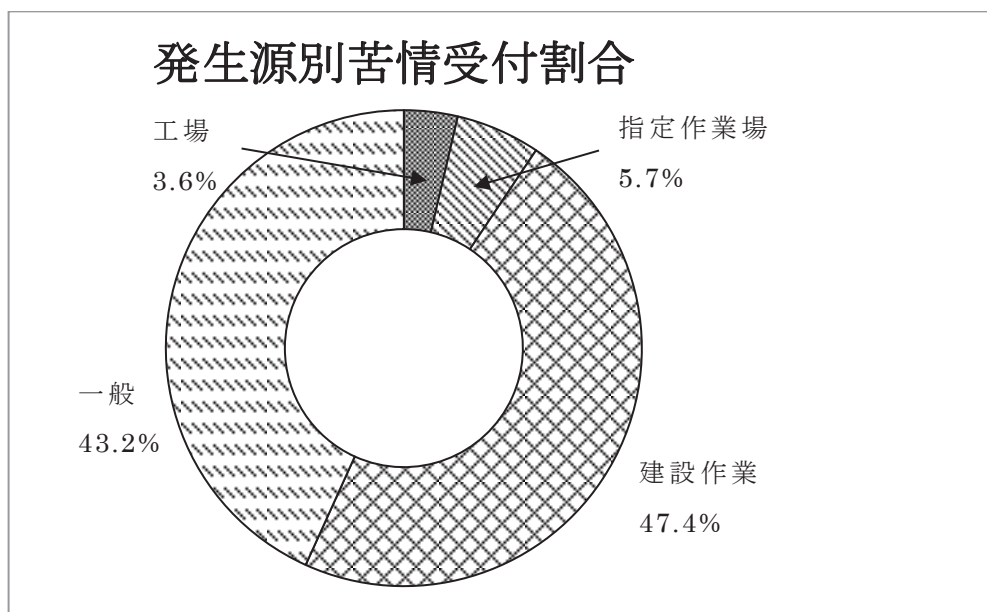
用途地域別苦情受付割合（平成 25 年度）



凡例では、用途地域を略称で表しています。用途地域の名称はつぎのとおりです。

低層：低層住居専用地域、中高：中高層住居専用地域、住居：住居地域、近商：近隣商業地域、商業：商業地域、準工業：準工業地域、工業：工業地域

発生源別苦情受付割合（平成 25 年度）



過去 10 年間の発生源別苦情受付件数

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
工場	2	8	13	10	8	6	3	12	9	7
指定作業場	8	6	7	10	6	13	7	14	8	11
建設作業	37	33	52	37	54	65	58	75	75	91
一般	86	70	83	89	89	127	71	118	98	83
合計	133	117	155	146	157	211	139	219	190	192

過去 10 年間の現象別苦情受付件数

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ばい煙	47	40	46	31	34	50	22	55	44	35
粉じん	0	11	5	20	8	21	10	28	14	21
悪臭・有害ガス	9	17	12	16	18	49	16	28	16	23
騒音	70	49	70	70	90	96	79	100	105	108
振動	21	15	22	15	21	23	34	28	28	51
その他	3	2	6	12	8	8	7	4	2	1
合計	150	134	161	164	179	247	168	243	209	239

※1 1つの苦情に対し、2項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件としている。

※2 汚水、地盤沈下、土壌汚染はその他に含める。